

平 戸 市 監 査 公 表 第 119 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告(公表)します。

平成 29 年 2 月 24 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象

国民健康保険平戸市民病院・平戸市立生月病院

第 2 監査の期間

国民健康保険平戸市民病院 平成 28 年 12 月 21 日

平戸市立生月病院 平成 28 年 12 月 22 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 27 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は、例月出納検査により収入、支出等の帳簿類は確認しているため、主に事務事業について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

- ③ 文書の処理、整理保存状況
- ④ 契約の方法及び内容は適正か。

(2) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 契約について

[市民病院・生月病院]

契約期間が単年度の契約において、契約終了前の一定の期間までに当事者の一方から更新しない旨の申し出がない場合には、当該契約を1年間自動的に更新する旨の規定が設けられている案件が見られた。地方自治法において、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、不適当であると思われる。内容によっては、長期継続契約も視野に入れ適性な処理に努められたい。

[生月病院]

浄化槽清掃業務委託において、見積徴収の相手方に浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可を受けていないものが含まれていた。業者選定にあたっては、相手方の状況について十分に確認すること。

また、白衣・診察衣等の賃貸借について、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの契約を締結している。一方、契約内容を変更して平成28年1月1日から平成28年3月31日までの契約を新規に締結している。これでは前段の契約の効力が生きていることになる。契約内容を変更するのであれば、変更契約をすべきである。

【意見】

1. 帳簿類の整理・保管について

[市民病院]

帳簿類の整理については、平戸市財務規則を準用していることから、財務会計システムにおいて作成し、管理がされている。しかしながら、すべての職員の端末機

から確認できる態勢とはなっていないことから、確認作業等の業務を確実に遂行するためにも必要な帳簿等については、台帳として整理・管理することが望ましい。

2. 未収金対策について

〔市民病院・生月病院〕

平成 27 年度の決算における過年度分の未収金の状況をみると、市民病院で 7,837,685 円、生月病院で、5,830,307 円で、そのうち債務者が既に死亡している事案が、市民病院で 4,753,049 円(60.6%)、生月病院で 3,379,316 円(58.0%)となっている。

一方、平成 17 年度以前のもものが、市民病院で 972,122 円(12.4%)、生月病院で 1,687,060 円(28.9%)となっている。

未収金については、早期回収、発生防止に努めるとともに、債権管理条例に基づいて適正な処理に努められたい。

第6 むすび

平成 27 年度決算では、市民病院では 101,510 千円、生月病院では 1,348 千円の純利益を生じており、この主たる要因は、市民病院においては入院収益が増加したこと、生月病院においては補助金、負担金交付金が増えたことがある。一方、外来患者数はここ 3 年間市民病院では 55,000 人程度、生月病院では 31,000 人程度で推移している。これらは医師の確保によることが大きいと思われる。

法定医師数をみると、平成 27 年度には、市民病院で 9.160 人に対し 12.686 人(138.49%)、生月病院では 5.775 人に対し 5.432 人(94.06%)となっている。

しかしながら、研修医を除くと平成 27 年度の医師数(非常勤医を含む)は、市民病院で 10.249 人(111.89%)、生月病院で 4.320 人(74.81%)、平成 28 年度 1 月現在では市民病院で 9.213 人に対し 9.158 人(99.40%)、生月病院で 5.506 人に対し 4.293 人(77.97%)となる。経営安定化のために必要な常勤医師の確保に、なお一層努められたい。

平成 27 年 3 月に総務省が示した「新公立病院改革ガイドライン」によると今般の公立病院改革は、これまでの「経営効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」に「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた 4 つの視点に立つことが求められている。

また、ガイドラインでは、経営効率化に係る目標数値(不採算地区病院分)として、平成 25 年度の 50 床以上 100 床未満の公立病院(黒字病院)の経常収支比率、医業収支比率、職員給与費・材料費・減価償却費・委託料対医業収益比率及び病床利用率が例示されているが、市民病院、生月病院ともに対職員給与比率及び市民病院の委託料比率がやや高いものの、その他の指標について目標数値を達している。また、病床利用率では示された数値を上回っており、現段階では堅調な経営がなされていると考える。

本年1月には、このガイドラインに基づき平戸市立病院新改革プラン検討委員会から市民病院・生月病院のあり方について答申がなされたが、4つの視点のうち、すでに取り組んで成果が出ているものもあり、今後とも地域の実態に即した医療の提供が十分に遂行できるよう望みます。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。